

新型コロナウイルスにより影響を受けた八戸市の経済や市民生活を支援するための対策をお知らせします。感染拡大防止のため、可能な限り電話でのお問い合わせ、郵送での申請にご協力をお願いします。

市の支援 第2弾

市内個人事業者を含む中小企業者の皆さんへ 第2次八戸市新型コロナウイルス対策支援金

市では、新型コロナウイルスの影響があらゆる業種に拡大していることを踏まえ、第1弾緊急支援制度から支援対象を拡大し支援金を支給します。

- 支援金額 1事業者一律20万円※申請後3週間程度での支給予定
- 支給要件 令和元年の事業収入が100万円以上の事業者で、今年2月～5月までの売上げのうち、前年同月比で20%以上減少した月のある事業者
- 申請期限 9月30日(水)(当日消印有効)
- 申請書 市庁本館1階市民ホール前、南郷事務所、市民サービスセンター、公民館(市ホームページからダウンロード可)

☎(郵送)商工課支援金担当宛 ☎031-8686八戸市内丸一丁目1-1
(窓口)市役所本館1階 市民ホール前提出ボックス(9時～17時)
☎(農林水産業以外)商工課☎43-2138 (農業者)農業経営振興センター☎27-9163
(畜産業者)農林畜産課☎43-9254 (林業者)農林畜産課☎43-9052
(漁業者)水産事務所☎33-2115

国の支援

ひとり親世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響による、低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、給付金を支給します。8月から現況届と合わせて申請受付予定です。

- 対象者
 - (1)基本給付 児童扶養手当受給世帯などへの給付
 - ①6月分の児童扶養手当が支給される人 **申請不要**
 - ②公的年金などを受給し、6月分の児童扶養手当が全額停止される人 **要申請**
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人 **要申請**
 - (2)追加給付 収入が減少した児童扶養手当受給世帯などへの給付
上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人 **要申請**
- 給付額 1世帯5万円(上記(1)該当世帯は、第2子以降1人につき3万円を給付)

☎厚生労働省コールセンター☎0120-400-903 子育て支援課☎43-9581
☎市ホームページ内で「ひとり親世帯臨時特別給付金」を検索

八戸市奨学金の償還猶予

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)で、事業などに係る収入が、前年の同時期に比べておおむね20%以上減少している人に、今年度中に償還期日が到来する償還金を令和3年3月31日(水)まで猶予します。

- 受付期間 償還月の10日(必着)までに申請すると当該償還月から猶予

☎教育委員会 学校教育課☎43-9457
☎市ホームページ内で「八戸市奨学金」を検索

国民健康保険税の減免措置

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者などを対象に令和2年2月1日から3年3月31日までの間に納期限のある国保税の減免を行います。

- 対象(減免割合)
 - ▷主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合(全部)
 - ▷主たる生計維持者の収入が前年の収入と比較して3割以上減少する見込みの場合(2割～全部)

☎収納課☎43-9172、43-9173、43-9174、43-9175

新型コロナウイルス対策 関連情報

新型コロナウイルスに関する八戸市の取り組みや感染拡大防止に向けた対策などをまとめたお知らせします。
(2～4ページまで)



申請を忘れないでや

特別定額給付金の申請はお済みですか？

申請期限 **8/15**

- まだ申請がお済みでない世帯へ申請書と勧奨通知をお送りしています。
- 受給希望の人で申請がお済みでない場合は、申請期限にご注意ください。
- 何らかの事情で申請手続きが困難な人は、お早めにご相談ください。
- 申請は郵送申請、オンライン申請などにかかわらず、1回限りとなります。

給付額 給付対象者1人につき10万円
対象者 基準日(令和2年4月27日)時点で八戸市の住民基本台帳に記録されている人

申問特別定額給付金室(別館8階) ☎43-2124
コールセンター:0120-29-8686
市ホームページ内で「特別定額給付金」を検索

特別定額給付金

- ・8がつ15にちまでに申し込みをしてください。
- ・まだ申し込みをしていない人には手紙が届きます。
- ・申し込みの手続きをするのがむずかしい人は早めに連絡をしてください。
- ・申し込みは1回だけです。郵便 または オンラインなどでできます。

- もらえるお金:ひとり 10万円
- もらえる人:2020年4がつ27にちの時点で八戸市に住民登録されている人

問い合わせ:特別定額給付金室(市役所 別館8階)
 電話:0120-29-8686

Special Cash Payments

- Application deadline: August 15, 2020 (Saturday)**
- A notice letter will be sent to individuals who have not yet submitted their applications.
 - If you have difficulties completing the application, please contact us as soon as possible.
 - The application only needs to be completed once. Applications can be submitted through postal mail or the online portal.

Payment to be received: 100,000 yen per person.
Eligibility: Individuals with their address of residence registered to Hachinohe City by April 27, 2020.

Contact Information:
Special Cash Payments Office (Hachinohe City Hall, Annex Building Floor 8) Phone: 0120-29-8686
Homepage: city.hachinohe.aomori.jp/corona/14409.html

新型コロナウイルス感染症が終息しない中で行動する不安を軽減するために・・・

八戸市 CODE8



はちのへ withコロナ あんしん行動サービス

CODE8(コードエイト)とは？

自身の行動履歴を登録することで、社会・経済活動へ参加しやすくするためのサービスです。
 行動履歴として登録していた施設で感染症が発生すると、情報提供を受けることができ、自身の体調管理に注意し、適切な行動をとることができます。

利用方法は簡単！

【事業者の皆さん】

- ①市にQRコード発行の申請
- ②市から配付するQRコード付きのポスターを掲示

【市民の皆さん】

- ③店舗や施設などにある、QRコードを読み込む。
- ④メール送信画面が起動したら、そのままメールを送信。自動返信メールが届いたら、登録完了です。
※メールアドレスは、登録から30日後に削除されます。
- ⑤もし、感染者が確認されたら、同じ日、同じ場所で登録していた人に、市から感染症に関するお知らせなどが記載されたメールが届きます。



事業者の皆さんへ

店舗、イベントなどでの感染症の拡大防止対策につながります。積極的なご利用をお願いします。

導入を希望する場合、右のQRコードを読み込み、市ホームページの申請フォームから申請してください。



☎「CODE8」総合窓口 ☎43-2162
 ✉ code8@city.hachinohe.aomori.jp

市の支援

「おんでやあんせ八戸」観光誘客支援事業 北東北3県の皆さん、八戸市が宿泊料金を助成します！

市では、新型コロナウイルスの影響で利用者が減少した宿泊施設を支援するため、市内の宿泊施設に宿泊する北東北3県の住民の皆さんの宿泊料金を助成します。

- 対象 青森県・岩手県・秋田県の住民の皆さん(八戸市民も含む)
 - 助成額 宿泊料金の8割/1名1泊、上限5,000円(2連泊まで可)
- ※予約受付開始日などの詳細は、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

固観光課☎43-9536

八戸市の皆さんも
利用できるにや



避難所における新型コロナウイルス感染症への対応

固防災危機管理課☎43-2147

災害時に、不特定多数の人が集まる避難所では、新型コロナウイルスに感染するリスクが高まります。市では、避難所を開設する場合には、3つの密(密閉・密集・密接)をできる限り避けるため、感染予防対策の準備を進めています。市民の皆さんは、日頃、**避難場所の確認**、**食料・水などの備蓄**を行い、避難する際には感染拡大防止のため、次の事項についてご理解とご協力をお願いします。

親戚や友人の家などへの避難の検討

避難所が過密状態となり、感染リスクが高まる場合もあります。可能な場合には、安全な地域にお住まいの親戚や友人の家など、避難所以外の場所への避難も検討をお願いします。

避難時の持ち出し品

市の備蓄品には限りがあります。自身の健康状態を確認・維持できるように、可能な限り必要なものは持参しましょう。
○マスク(なければタオルなど) ○アルコール消毒液(なければウェットティッシュなど) ○体温計
○寝具(毛布など) ○スリッパ ○3食分程度の食料や飲料水 ○常備薬 ○モバイルバッテリー など

避難所での感染予防対策にご協力を

〈手洗い、咳エチケットの徹底〉

運営スタッフも含め、避難所では、頻りに手洗いするとともに、咳エチケットなどの基本的な感染対策を徹底しましょう。

〈避難所の衛生環境の確保〉

物品などは、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、清掃・消毒するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えましょう。

〈十分な換気の実施、スペースの確保など〉

避難所内のこまめな換気や避難者同士が十分なスペースを確保できるように気をつけましょう。

発熱、咳などの症状が出た人のための専用スペースを確保したり、トイレや動線も分けるなど感染拡大防止のため、避難所内のレイアウトを変更する場合があります。